

戸山中央公園の施設被害について

1. 発見日時
令和7年5月15日（木）午前10時頃
2. 被害場所
戸山中央公園トイレ壁面1箇所
(公園所在地：青森市蛭沢四丁目48-188)



3. 被害状況



(トイレ全景)

①窓ガラス破損状況



(破損状況全景)



(約3cmの打痕)

②外壁破損状況



(破損状況全景)



(幅約30cm、高さ約45cmの凹損)



(壁面に2か所の足形)

4. 状況経過

5月11日（日） 午前10時頃	清掃作業員がトイレに異常がないことを確認。
5月12日（月） 午前10時頃	清掃作業員が作業開始前に女子トイレの窓ガラスが破損していることを確認。 清掃作業員から指定管理者へ報告。
5月13日（火） 午後2時頃	指定管理者がボールなどによる外部からの破損と判断し、ガラスを防護するための板を設置するとともに、施設破損防止を促すための看板を設置
5月14日（水） 午前10時頃	清掃作業員がトイレに異常がないことを確認。
5月15日（木） 午前10時頃	清掃作業員が作業開始前にトイレ外壁が破損していることを確認。 清掃作業員から指定管理者へ、指定管理者から公園河川課へ報告。
同日 午後3時頃	指定管理者及び公園河川課職員が、窓ガラス及びトイレ壁面の破損を確認し、青森警察署へ通報。

- ・清掃作業員が最後に確認した5月11日（日）午前10時頃から、破損を確認した5月12日（月）午前10時頃までの間と、5月14日（水）午前10時頃から5月15日（木）午前10時頃までの間に被害発生。

5. 被害届の提出

青森警察署立ち会いのもと指定管理者及び公園河川課職員が現地を確認した際に、トイレ内部にはガラスの破片が落ちており、何かで強く叩かれたような跡があったことや、壁面に足形が残っていたことから、意図的な行為であると判断し、市は令和7年5月15日（木）付けで青森警察署に「被害届」を提出、同日付けで受理。